

第2節 平成22年度における業務実績評価の状況

平成22年度においては、国立公文書館等99の独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団の助成業務について、通則法に基づく評価制度発足後9回目の業務実績の評価が実施された。また、86の国立大学法人と4つの大学共同利用機関法人について、国立大学法人法に基づく6回目の業務実績の評価が実施された。さらに、日本司法支援センターについて、綜合法律支援法に基づく4回目の業務実績の評価が実施された。

1 府省評価委員会等による業務実績評価の状況

(1) 評価活動の概要

府省評価委員会では、平成22年6月末までに、101法人から21年度の業務実績報告書の提出を、また、21年度末に中期目標期間が終了した6法人から当該中期目標期間の業務実績報告書の提出を受け、いずれもほぼ8月下旬までに評価結果を取りまとめ、これを各法人及び政策評価・独立行政法人評価委員会に通知した。また、日本司法支援センター評価委員会においては、6月末までに21年度の業務実績報告書及び中期目標期間の業務実績報告書の提出を受け、8月下旬に評価結果を法人及び政策評価・独立行政法人評価委員会に通知した。国立大学法人評価委員会においても、6月末までに21年度の業務実績報告書及び中期目標期間の業務実績報告書の提出を受け、11月上旬に21年度の業務実績に係る評価結果を各法人及び政策評価・独立行政法人評価委員会に通知するとともに、当該中期目標期間の業務実績について23年5月下旬に評価結果を取りまとめ、これを各法人及び政策評価・独立行政法人評価委員会に通知した。これらの審議の内容や評価の結果については、各府省のホームページ等において公表されている(法人ごとの評価の結果の概要は、第2部第2節3「業務実績評価結果の概要」を参照)。

なお、平成22年度に中期目標期間が終了する42の独立行政法人を所管する9つの府省においては、これらの独立行政法人等の中期目標期間終了時における主務大臣の検討に当たり、それぞれ、当該府省に置かれている府省評価委員会の意見を聴いている。

(2) 評価基準等

独立行政法人の業務実績の評価については、「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)により、府省評価委員会が設定する「客観的な評価(例えば、中期目標の達成度合に応じた数段階評価)基準による」こととされている。

府省評価委員会では、同方針及び通則法における評価に関する諸規定を踏まえ、所管する法人ごと又は所管するすべての法人に共通の具体的な評価の方針・方法、評価の観点等を定めた評価基準を策定している。また、日本司法支援センター評価委員会及び国立大学法人評価委員会においても、同様の評価基準を策定している。

各評価基準の内容については、法人の業務の性格等により異なる点があるものの、基本的な考え方は類似している。各評価基準は、まず、各事業年度における業務実績の評価基準と中期目標の期間における業務実績の評価基準とに区分されている。また、独立行政法人等の業務実績の評価については、それぞれに評価対象等が定められており、各事業年度における業務実績の評価の場合、中期計画に定めた項目ごとの業務の進捗状況等を評価するいわゆる「項目別評価」と、項目別評価等を勘案して法人の業務全体を総合的に評価するいわゆる「総合評価」とに区別されているものが多い。さらに、項目別評価については、業務の達成状況に応じて数段階の評定の中から評定を付する段階別の評価方法を採用のものが多いが、総合評価については、数段階の評定の中から評

定を付する評価方法を採用もの(「順調」、「要努力」や「相当程度の実践的な努力が認められる」などの評価方法を採用ものを含む。)と記述式により評価結果を記述するものとに分かれている(図表 45 参照)。

なお、中期目標の期間における業務の実績についての評価基準についても、おおむね各事業年度における業務の実績の評価と同様としている場合が多い。

図表45. 各府省評価委員会の年度評価に係る評価基準(手法)の概要

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
内閣府独立 行政法人評 価委員会	<ul style="list-style-type: none"> • 年度計画の項目等に即し4段階評価。 • 委員の協議により、特に優れた業務実績を挙げていると判断された場合には、A+評価を行うことが可能。 <ul style="list-style-type: none"> □ 定量的な指標が設定されている評価項目の場合 <ul style="list-style-type: none"> A: 中期計画の達成に向け業務が順調に実施されている。 B: 中期計画の達成に向け業務がおおむね順調に実施されている。 C: 中期計画の達成に向け業務が順調に実施されているとはいえない。 D: 中期計画の達成に向け業務がほとんど実施されていない。 □ 委員の協議により評価するとされている評価項目の場合 <ul style="list-style-type: none"> A: 満足のいく実施状況 B: ほぼ満足のいく実施状況 C: やや満足のいかない実施状況 D: 満足のいかない実施状況 • 各項目の自己評価がC又はDの場合には、業務運営の改善措置を明示。 	<p>記述式</p> <ul style="list-style-type: none"> • 項目別評価結果等を総合し、当該事業年度における実績全体について、自主改善努力等中期計画及び年度計画に掲げられていない事項も含めて行う。 • 必要に応じ、業務運営の改善その他勧告すべき内容を記述する。
総務省独立 行政法人評 価委員会	<ul style="list-style-type: none"> • 個々の項目ごとに実施状況を中期目標、中期計画に照らして、 <ul style="list-style-type: none"> AA: 中期目標を大幅に上回って達成 A : 中期目標を十分達成 B : 中期目標を概ね達成 C : 中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある D : 中期目標を下回っており大幅な改善が必要 	<ul style="list-style-type: none"> • 独立行政法人の任務達成に向けた、事業の実施、財務、人事に係るマネジメント等について、それぞれの観点から評価。 • 項目別の評価の結果等を総合し、独立行政法人全体について評価。
外務省独立 行政法人評 価委員会	<ul style="list-style-type: none"> • 中期計画に定められた項目ごとに評定項目を設定し、次の5段階評定を行うことを基本とする。 <ul style="list-style-type: none"> イ: 中期計画等の実施状況が当事業年度において計画を大きく上回って順調であり、特に優れた実績を挙げている。 ロ: 中期計画等の実施状況が当事業年度において計画を上回って順調であり、優れた実績を挙げている。 ハ: 中期計画等の実施状況が当事業年度において計画通り順調である。 ニ: 中期計画等の実施状況が当事業年度において計画に対してやや順調でない。 ホ: 中期計画等の実施状況が当事業年度において順調でない。 	<p>記述式</p> <ul style="list-style-type: none"> • 項目別評定の結果を踏まえ、法人の業務全体について、総合的な観点から、その実績及び改善の方向性等の指摘事項、その他の意見等を記述式により評価する。
財務省独立 行政法人評 価委員会	<ul style="list-style-type: none"> • 中期計画に定められた項目ごとに、以下の5段階評価を基本とする。 <ul style="list-style-type: none"> A+: 中期計画の実施状況が当該事業年度において極めて順調。 A: 中期計画の実施状況が当該事業年度において順調。 B: 中期計画の実施状況が当該事業年度においておおむね順調。 C: 中期計画の実施状況が当該事業年度においてやや順調でない。 D: 中期計画の実施状況が当該事業年度において順 	<p>記述式</p> <ul style="list-style-type: none"> • 項目別評価の結果を踏まえ、法人の業務全体について、総合的な観点から、その実績を記述式により評価する。 • 当該評価を下すに至った理由を付記するとともに、必要に応じ、指摘事項についても記述する。

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<p>調でなく、業務運営の改善等が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価は、5段階を基本とするが、法人の業務の特性や評価項目の性質に応じ、段階の追加・簡素化、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 客観的な評価基準の設定が困難な項目については、委員の協議により評価。 評価に併せ、改善すべき事項、目標設定の妥当性、法人の業務の特性や評定項目の性質に応じて評価に際して留意した事項等があれば付記する。 	
<p>文部科学省 独立行政法人 評価委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画の個々の事項ごとに、当該事業年度における中期計画の実施状況について段階的評定を行う。段階的評定の区分及び定量的な評価を行う際の各段階別評定の達成度の目安については、次の考え方とする。 <ul style="list-style-type: none"> S: 特に優れた実績を上げている。(法人横断的基準は事前に設けず、法人の業務の特性に応じて評定を付す。) A: 中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調に、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が 100 パーセント以上) B: 中期計画通りに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期目標を達成し得ると判断される。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が 70 パーセント以上 100 パーセント未満) C: 中期計画の履行が遅れており、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が 70 パーセント未満) F: 評価委員会として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。(客観的基準は事前に設けず、業務改善の勧告が必要と判断された場合に限り F の評定を付す。) 各法人の項目別評価の結果を俯瞰するため、各法人でほぼ共通となっている、項目別評価の大項目について、次の考え方を基本とし、段階的評定を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置 財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置 等 評定に当たっては、定量的な指標を用いる等して、原則、客観的かつ具体的な評定基準を設定することを基本とする。定性的な評価基準を設定する際にも、定量的な指標を補完的に用いる等により、客観的かつ具体的な評定基準の設定に努める。 複数の評価項目、指標を組み合わせることも可能とする。 評定に併せ、改善すべき項目、目標設定の妥当性等の留意事項を記述する。 	<p>記述式</p> <ul style="list-style-type: none"> 項目別評価を総括する全体評価として、 <ul style="list-style-type: none"> 評価結果の総括 各事業年度の評価結果を踏まえた、事業計画及び業務運営等に関して取るべき方策(改善のポイント)(評価結果に至った原因分析について明確に記載。また、独立行政法人の制度・運用上の隘路があれば、積極的に記載) 特記事項(総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の2次評価や中期目標期間終了時の見直し作業についての対応等)について記述する。
<p>厚生労働省 独立行政法人 評価委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画の個別項目ごとの進捗状況に応じ、以下の判定基準に基づく5段階評価とし、原則としてその理由を付記するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> S: 中期計画を大幅に上回っている。 A: 中期計画を上回っている。 B: 中期計画に概ね合致している。 C: 中期計画をやや下回っている。 D: 中期計画を下回っており、大幅な改善が必要。 	<p>記述式</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民の視点に立って、独立行政法人の社会に対する中長期的な役割に配慮しつつ、次のような観点から中期計画の達成度について評価する。 <ul style="list-style-type: none"> 法人の設立目的に照らし、業務により得られた成果が国民生活の保障及び向上並びに経済の発展にどの程度寄与するものであったか。 法人が効率性、有効性等の観点から適正に業務を実施したかどうか。
<p>農林水産省 独立行政法人 評価委員会</p>	<p>各法人に統一的な評定区分はなく、法人別に基準が定められている(下記参照)。ただし、いずれも、小項目を集計して中項目の評定を行い、中項目を集計して大項目の評</p>	<p>各法人に統一的な評定区分はなく、法人別に基準が定められている(下記参照)。</p>

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
会	<p>定を行う。</p> <p>○農林水産消費安全技術センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小項目に単年度において達成すべき数値目標が定められている場合 <ul style="list-style-type: none"> □ 中期目標又は中期計画に「以上」又は「少なくとも」とされている場合 <ul style="list-style-type: none"> s: 数値の達成度合が 100%以上であって特に優れた成果が得られた a: 数値の達成度合が 100%以上 b: 数値の達成度合が 70%以上 100%未満 c: 数値の達成度合が 70%未満 d: 数値の達成度合が 70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった □ 上記以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> s: 数値の達成度合が 100%以上であって特に優れた成果が得られた a: 数値の達成度合が 90%以上 b: 数値の達成度合が 50%以上 90%未満 c: 数値の達成度合が 50%未満 d: 数値の達成度合が 50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった ●小項目に単年度において達成すべき定性的な目標が定められている場合 <ul style="list-style-type: none"> □ 段階的な評価を行うことが適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> s: 設定した指標が達成され特に優れた成果が得られた a: 設定した指標が達成された b: 設定した指標が概ね達成された c: 設定した指標が達成されなかった d: 設定した指標が達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった □ 段階的な評価を行うことが不適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> s: 設定した指標が達成され特に優れた成果が得られた a: 設定した指標が達成された c: 設定した指標が達成されなかった d: 設定した指標が達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった <p>○種苗管理センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 定量的に定められている項目の評価 <p>中期計画等で定量的な数値が設定されている場合は、原則としてその数値を中期目標の期間(5年間)で除して得られた数値(年度ごとの目標値が設定されている場合は、その数値)を目標値として、次の考え方をベースに基準を策定し、評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 「～以上」等の記述となっている項目 <ul style="list-style-type: none"> S: 目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A: 目標値に対して、100%以上の達成度合 B: 目標値に対して、90%以上～100%未満の達成度合 C: 目標値に対して、90%未満の達成度合 D: 目標値に対して、90%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった □ 「～程度」等の記述となっている項目 <ul style="list-style-type: none"> S: 目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A: 目標値に対して、90%以上の達成度合 B: 目標値に対して、80%以上～90%未満の達成度合 C: 目標値に対して、80%未満の達成度合 D: 目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあっ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合評価は、中項目の評価結果について、S評価とされた中項目を3点、A評価とされた中項目を2点、B評価とされた中項目を1点、C評価とされた中項目を0点、D評価とされた中項目を－1点とし、その集計に当たっては、中項目の項目数に2を乗じて得た数を基準とし、原則として、次の3段階評価で行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> A: 中項目の合計数値の割合が基準となる数値の 90%以上 B: 中項目の合計数値の割合が基準となる数値の 50%以上 90%未満 C: 中項目の合計数値の割合が基準となる数値の 50%未満 ● ただし、上記評価の結果、A評価となった場合には、業務の実績及び達成度合等を総合的に勘案し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価となった場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 ● 各項目ごとの評価を踏まえつつ、当該評価を行うに至った経緯や特殊事情、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績その他の特筆すべき事項等も総合的に勘案して、評価を行うものとする。

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<p>た</p> <ul style="list-style-type: none"> 定性的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> S: 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A: 順調に進んでいる B: 概ね順調に進んでいる C: 不十分又は問題あり D: 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった <p>※評価項目によっては、SABCDの基準の表現が若干異なる。</p>	
	<p>○家畜改良センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 定量的指標の場合 <ul style="list-style-type: none"> 例: 「○○程度」と目標が設定されている場合 <ul style="list-style-type: none"> S: 数値の達成度が90%以上であって、特に優れた成果が得られた A: 数値の達成度が90%以上 B: 数値の達成度が50%以上90%未満 C: 数値の達成度が50%未満 D: 数値の達成度が50%未満であって、その要因が法人の不適切な業務運営にあった なお、達成度の範囲については、目標の設定の仕方(「○○以上」等)により異なっている。 定性的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> S: 計画を大きく上回り、優れた成果が得られた A: 計画どおり順調に実施された B: 概ね計画どおり順調に実施された C: 計画どおり実施されなかった D: 計画どおり実施されず、その要因が法人の不適切な業務運営にあった 	<ul style="list-style-type: none"> 項目別評価の結果を踏まえつつ、当該評価を行うに至った経緯や特殊事情、中期目標等に記載されている事項以外の業績、S評価の有無・内容、それぞれの項目の機関としての業務に占める重要性等の特筆すべき事項等も総合的に勘案して、原則として、次の3段階評価を行う。 <ul style="list-style-type: none"> A: 計画どおり実施された又は計画を上回り実施された B: 概ね計画どおり実施された C: 計画どおり実施されなかった 上記の評価の結果、A評価となった場合は、各大項目の達成状況及びその要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合は、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。
	<p>○農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター</p> <ul style="list-style-type: none"> S: 計画を大幅に上回る業績が挙げている A: 計画に対して業務が順調に進捗している B: 計画に対して業務の進捗がやや遅れている C: 計画に対して業務の進捗が遅れている D: 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている 	<ul style="list-style-type: none"> 機関の総合評価は、各評価単位の評価結果と研究機関としての使命を踏まえた特筆すべき業績(学術的・社会的インパクトの大きい)等を総合的に勘案して行うとともに、当該評価を下すに至った理由を記述し、併せて必要に応じ、業務内容の改善に関する勧告を記述するものとする。
	<p>○森林総合研究所</p> <ul style="list-style-type: none"> s: 中期計画を大幅に上回り業務が進捗している(達成割合が120%以上) a: 中期計画に対して業務が順調に進捗している(達成割合が90%以上120%未満) b: 中期計画に対して業務の進捗がやや遅れている(達成割合が60%以上90%未満) c: 中期計画に対して業務の進捗が遅れている(達成割合が30%以上60%未満) d: 中期計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている(達成割合が30%未満) 	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価は、全ての評価単位を対象として、達成割合を算出し、その結果を基本として評価を行うこととする。 なお、S評定又はD評定と判断した場合には、評価シートに判断した理由等を明記する。
	<p>○水産大学校及び水産総合研究センター</p> <ul style="list-style-type: none"> S: 計画を大きく上回って業務が進捗している A: 計画に対して業務が順調に進捗している B: 計画に対して業務の進捗がやや遅れている C: 計画に対して業務の進捗が遅れている D: 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている <ul style="list-style-type: none"> 定量的評価指標が設定されている場合 <ul style="list-style-type: none"> S: 数値の達成度合いが120%以上 A: 数値の達成度合いが80%以上120%未満 B: 数値の達成度合いが60%以上80%未満 C: 数値の達成度合いが30%以上60%未満 D: 数値の達成度合いが30%未満 	<ul style="list-style-type: none"> 各大項目の評価結果及び次に掲げる事項等を総合的に勘案して、5段階で評価を行う。 <ol style="list-style-type: none"> S評価の有無・内容 財務諸表の内容 業務運営の効率化への取組状況 中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績 災害対策等緊急的業務への対応状況
	<p>○農畜産業振興機構</p> <ul style="list-style-type: none"> 定量的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> 数値目標が「以上」又は「少なくとも」等と定められている場合 	<ul style="list-style-type: none"> 中項目の評価結果について集計し、3段階評価を行う。ただし、必要に応じ、A評価をS評価に、C評価をD評価にすることができる。

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<p>a:数値の達成度合が100%以上 b:数値の達成度合が70%以上100%未満 c:数値の達成度合が70%未満</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 数値目標が上記以外の方法により設定されている場合、達成度の範囲は異なっている。 • 定性的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> □ 段階的な評価を行うことが適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> a:設定した指標が達成された b:設定した指標が概ね達成された c:設定した指標が達成されなかった □ 段階的な評価を行うことが不適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> a:設定した指標が達成された c:設定した指標が達成されなかった • ただし、a評価の小項目について、達成率等によりs評価とすることができる。また、c評価とした場合、必要に応じd評価とすることができる。 <p>○農業者年金基金</p> <ul style="list-style-type: none"> • 定量的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> □ 数値目標が「以上」又は「少なくとも」とされている場合 <ul style="list-style-type: none"> a:数値の達成度合が100%以上 b:数値の達成度合が70%以上100%未満 c:数値の達成度合が70%未満 □ 上記以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> a:数値の達成度合が90%以上 b:数値の達成度合が50%以上90%未満 c:数値の達成度合が50%未満 • 定性的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> □ 段階的な評価を行うことが適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> a:設定した指標が達成された b:設定した指標が概ね達成された c:設定した指標が達成されなかった • ただし、a評価の小項目について、達成状況等によりs評価とすることができる。また、c評価とした場合、必要に応じd評価とすることができる。 <p>○農林漁業信用基金</p> <ul style="list-style-type: none"> • 定量的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> □ 数値目標が「以上」又は「少なくとも」等と定められている場合 <ul style="list-style-type: none"> A:数値の達成度合が100%以上 B:数値の達成度合が70%以上100%未満 C:数値の達成度合が70%未満 数値目標が上記以外の方法により設定されている場合、達成度の範囲は異なっている。 • 定性的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> □ 段階的な評価を行うことが適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> A:設定した指標が達成された B:設定した指標が概ね達成された C:設定した指標が達成されなかった □ 段階的な評価を行うことが不適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> A:設定した指標が達成された C:設定した指標が達成されなかった • 必要に応じ、達成状況その他の要因を分析し、A評価をS評価に、C評価をD評価にすることができる。 	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 大項目の評価結果について集計し、3段階評価を行う。ただし、必要に応じ、A評価をS評価に、C評価をD評価にすることができる。 • 中項目の評価結果について集計し、特筆すべき業績等を総合的に勘案して3段階評価を行う。 • ただし、必要に応じ、A評価をS評価に、C評価をD評価にすることができる。
<p>経済産業省 独立行政法人 評価委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 委員会における年度評価は、次の①～③の3項目を評価項目の基本とし、必要に応じ④を追加する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 業務運営の効率化に関する事項 ② 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ③ 財務内容の改善に関する事項 ④ その他業務運営に関する重要事項 • 委員会は、法人横断的な評価を実施する。以下の項目については、毎年実施する。 <ol style="list-style-type: none"> ①業務の効率的な実施の観点から、一般競争入札の範囲の再検討等、適正な契約形態の選択が行われて 	<ul style="list-style-type: none"> • 委員会は、各評価項目に以下の評価比率を配分し、各評点を合算して総合評価を行う。(②については、分割して算定した評点をまとめずに直接合算を行う。) <ol style="list-style-type: none"> ① 業務運営の効率化に関する事項:20% ② 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項:50~60% ③ 財務内容の改善に関する事項:20% ④ その他業務運営に関する事項:0~

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<p>いるか。契約に関する情報公開は適切に実施されているか。</p> <p>②役職員の給与等の水準は適正か。</p> <p>③資産(出資を含む)は有効に活用されているか。</p> <p>④欠損金、剰余金の適正化に向けた努力が行われているか。</p> <p>⑤リスク管理債権の適正化に向けた努力が行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各項目の評価は、次の5段階評価を行うこととする。評価に当たっては、標準的に達成された場合をBとすることを基本とし、評価項目ごとにBとなる基準を予め明示するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> AA:法人の実績について、質・量の両面において中期計画を超えた極めて優れたパフォーマンスを実現。 A:法人の実績について、質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現。 B:法人の実績について、質・量の両面において概ね中期計画を達成。 C:法人の実績について、質・量のどちらか一方において中期計画に未達、もしくは、法人の業務運営に当たって問題となる事象が発生。 D:法人の実績について、質・量の両面において中期計画に大幅に未達、もしくは、法人の業務運営に当たって重大な問題となる事象が発生。 	<p>10%</p> <ul style="list-style-type: none"> 評点は、AA=5、A=4、B=3、C=2、D=1とし、それぞれの評価比率を掛け合わせて合算し、以下の通り総合評価を算出する。合算された評点をXとすると、 <ul style="list-style-type: none"> AA: $4.5 < X \leq 5.0$ A : $3.5 < X \leq 4.5$ B : $2.5 < X \leq 3.5$ C : $1.5 < X \leq 2.5$ D : $1.0 \leq X \leq 1.5$ 委員会は、必要があると認めるときは、法人に対し、業務運営の改善その他の勧告を行う。
国土交通省 独立行政法人 評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> 年度業務実績報告の各項目ごとに、中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況について検討し、段階的評定を行う。評価の段階数については、5段階を基本とし、各法人の業務の特性を踏まえて設定しうるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> SS:中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。 S :中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。 A :中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。 B :中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。 C :中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。 各項目ごとに、中期計画の実施状況の認定結果及びその理由を明記するとともに、必要な場合には意見を付すこととする。特に、SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを明確に記述するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 個別項目の認定結果から、当該年度の業務の実施状況全体を概観するため、各評定ごとの項目数の分布状況を示すこととする。 法人の業務全体について、業務運営評価による評定を踏まえ、総合的な視点から、法人の業務の実績、業務の改善に向けた課題・改善点、業務運営に対する意見等を記述式により、当該法人の評価の要点、法人の業務実績の全体像が明確になるようにする。 なお、中期計画に掲げられている事項以外で特記すべき法人の自主的な努力があれば、当該事項も含めて総合的に評価する。 業務運営評価により算出された段階的評価の評定及び記述による業務全体に対する評価を踏まえ、総合的な評定を行う。評定は、5段階(SS、S、A、B、C)により行う。
環境省独立 行政法人評 価委員会	<ul style="list-style-type: none"> 中期目標に定められている事項別に、当該事業年度における実施状況の評価する。具体的には、評価項目ごとに掲げる「評価の方法、視点等」を考慮して行い、この評価項目ごとの評価を踏まえて、当該事項全体の評価を行うものとする。 各事業年度に係る業務の実績に関する評価は、以下の評価基準に基づいて行う。 (注)評価に当たっては、その理由、根拠等を附すものとする。 <ul style="list-style-type: none"> S:中期目標の達成に向け、特に優れた成果をあげている。 A:中期目標の達成に向け、適切に成果をあげている。 B:中期目標の達成に向け、概ね適切に成果をあげている。 C:中期目標の達成に向け、業務の進捗がやや遅れており、改善すべき点がある。 D:中期目標の達成に向け、大幅な改善が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 各評価項目に環境省評価委員会が定める評価比率を配分し、各評点を合算する。 各評点は、S=5、A=4、B=3、C=2、D=1とする。 各評点を合算した結果(Xとする)、以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> S: $4.5 < X$ A: $3.5 < X \leq 4.5$ B: $2.5 < X \leq 3.5$ C: $1.5 < X \leq 2.5$ D: $X \leq 1.5$

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<ul style="list-style-type: none"> 国立環境研究所の研究業務の評価は、研究所において実施する外部専門家による研究評価結果も積極的に活用。 法人横断的事項として、契約、給与水準・総人件費改革、保有資産、内部統制、当期総利益(又は当期総損失)、剰余金・欠損金、関連法人(国立環境研究所)、債権管理(環境再生保全機構)について評価。 	
防衛省独立行政法人評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> 年度計画の項目等に即し4段階評価。 委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 <ul style="list-style-type: none"> 定量的な指標が設定されている場合 <ul style="list-style-type: none"> A: 中期計画の達成に向け業務が順調に実施されている。 B: 中期計画の達成に向け業務がおおむね順調に実施されている。 C: 中期計画の達成に向け業務が順調に実施されているとはいえない。 D: 中期計画の達成に向け業務がほとんど実施されていない。 委員の協議により評価される場合 <ul style="list-style-type: none"> A: 満足のいく実施状況 B: ほぼ満足のいく実施状況 C: やや満足のいかない実施状況 D: 満足のいかない実施状況 各項目の自己評価がC又はDの場合には、業務運営の改善措置を明示。 	<p>記述式</p> <ul style="list-style-type: none"> 項目別評価結果等を総合し、当該事業年度における実績全体について、自主改善努力等中期計画及び年度計画に掲げられていない事項も含めて行う。 必要に応じ、業務運営の改善その他勧告すべき内容を記述する。
日本司法支援センター評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画に定められた各項目ごとに、以下の3段階評価。 なお、評価項目に複数の指標がある場合には、指標ごとの評価を総合して当該項目を評価。 <ul style="list-style-type: none"> A: 当該事業年度における中期計画の実施状況に照らし、中期目標を達成することが見込まれる状況。 B: 当該事業年度における中期計画の実施状況に照らし、工夫や努力により中期目標を達成することが見込まれる状況。 C: 当該事業年度における中期計画の実施状況に照らし、中期目標の達成は困難で業務の改善が必要。 評価は、実績報告書、法人が自ら行った評価等の資料を参考に、独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である特性を勘案し、委員の協議により客観的に実施。 	<p>記述式</p> <ul style="list-style-type: none"> 項目別評価結果等を勘案し、当該事業年度における法人の実績全体について評価。 自主改善努力等、中期計画及び年度計画に掲げられていない事項があれば、必要に応じてこれらの事項を含め評価。
国立大学法人評価委員会	<p>○年度評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検・評価及び情報提供」、「その他業務運営(施設設備の整備・活用、安全管理等)」の4項目については、以下の5種類により進捗状況を示す。なお、これらの水準は、基本的には各国立大学法人等の設定した中期計画に対応して示されるものであり、各法人間の相対比較をする趣旨ではないことに留意する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> 特筆すべき進捗状況にある 順調に進んでいる おおむね順調に進んでいる やや遅れている 重大な改善事項がある 「教育研究等の質の向上」については、事業の外形的な進捗状況を確認し、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。 <p>○中期目標期間評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 「教育」「研究」「その他(社会との連携、国際交流等)」「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検・評価及び情報提供」、「その他業務運営(施 	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業年度における中期計画の進捗状況全体について、記述式により評価。 なお、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の年度評価の基本的な考え方は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 業務運営・財務内容等の経営面を中心に、当該事業年度における中期計画の進捗状況を調査・分析し、業務の実績全体について総合的に評価。 教育研究の状況については、その特性に配慮し、年度評価では専門的な観点からの評価は行わず、年度計画に係る事業の外形的な進捗状況を確認する。 <p>○中期目標期間の業務実績の全体について、記述式により評価。</p> <ul style="list-style-type: none"> なお、国立大学法人及び大学共同利用機

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<p>設設備の整備・活用、安全管理等)の7項目(※大学共同利用機関法人については、「共同利用等に関する目標」を加えた8項目)については、以下の5種類により進捗状況を示す。なお、これらの水準は、基本的には各国立大学法人等の設定した中期計画に対応して示されるものであり、各法人間の相対比較をする趣旨ではないことに留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 非常に優れている □ 良好である □ おおむね良好である □ 不十分である □ 重大な改善事項がある <p>・教育研究の評価については、国立大学法人等の特性に配慮して、独立行政法人大学評価・学位授与機構に評価の実施を要請し、その結果を尊重する。</p>	<p>関法人の中期目標期間評価の基本的な考え方は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 中期目標の達成に向けて、中期計画が十分に実施されているかとの観点から、業務の実績全体について総合的に評価。 □ 教育研究の状況については、その特性に配慮し、国立大学法人評価委員会が、(独)大学評価・学位授与機構に対し評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して行う。

(注)各府省評価委員会の公表資料に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

(3) 評価結果の反映状況等

ア 独立行政法人の業務運営への反映状況

独立行政法人の効率的・効果的な運営、国民に対して提供するサービスの向上等、国民の求める成果の実現を図るためには、まずもって府省評価委員会が行う評価結果の法人の業務運営への着実な反映が重要である。

平成 20 年度業務実績に関して府省評価委員会が行った評価結果の反映状況をみると、例えば、効率的な業務運営による費用の削減、意志決定の迅速化、自己収入の拡大、業務体制の見直し、他機関との連携・協力等に反映されてきている。

図表46. 府省評価委員会の評価結果の反映状況

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
内閣府	国立公文書館	デジタルアーカイブ化の推進について今後、自治体への周知を行うなど、全国のデジタルアーカイブ化の推進に寄与することを期待したいと指摘されたことを踏まえ、パイロットシステムの構築、実証試験等を通じて確定した標準仕様書等に基づき、全国の公文書館等へ配布、全国公文書館長会議において説明、全国公文書館等における説明会(11館)開催等を実施した。説明会には当該地方公文書館に加え、文書主管課、類縁機関、周辺自治体等の関係者の参加を呼びかけ、広く周知を図った。
	北方領土問題対策協会	<p>内部統制・ガバナンス強化については、監事の指導を得つつ、職員がコンプライアンスの重要性を認識し業務を遂行するよう、コンプライアンスを一層推進するための規定として役職員行動規範を制定し、その徹底を図った。</p> <p>インターネット等の活用については、北方領土に関する情報発信の拠点となるよう更なるホームページの充実を図るため、昨年開設した青少年向けページ「北方領土キッズコーナー」に加え、学校教育における北方領土教育の充実を図る環境整備の観点から、教育関係者向けに役立つ情報の提供に努めた。</p> <p>財務の健全性確保のため、従来から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置に加え、個人信用情報システムを導入し活用することで、より正確な情報把握を行い、リスク管理債権の増加抑制に努めた。</p>
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	<p>「組織管理上の重要な役職について、速やかに適切な人材を専任で配置すること等を検討するなど、大学院大学の開学に向けて事務局体制の整備を進める必要がある」と指摘されたことを踏まえ、人事課長や総務課長など組織管理上重要な職について、平成21年度中にそれぞれの分野で経験を有する人材を採用した。さらに、大学院大学の開学に向けた事務局体制の構築を目的として、次の点を中心とする組織改編を準備し、平成22年4月に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 大学院大学の開学に向け、本格化する業務に対応するため、学務部及び認可申請チームを新設した。 - 予算課の職員の拡充により、予算管理体制を強化した。 <p>人事グループの下に人事業務課と採用・厚生課を設置し、研究ユニットも含めた人事の一元的管理及び外国人研究者等に対する生活支援機能の強化を図った。</p>

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
		た。
	国民生活センター	「苦情相談情報を積極的に活用し、問題性、緊急性の高い消費者問題を見極めつつ、内容を分析し、消費者に分かりやすい形で情報提供を行うことにより、消費者被害の未然防止・拡大防止に努められたい」との指摘を踏まえ、平成21年度においては、目標の50件を上回る63件の情報提供を行った。
総務省	独立行政法人情報通信研究機構	「ユニバーサルプラットフォーム技術に関する研究開発」の研究課題について、別建ての研究課題にした方が理解しやすいのではないかと指摘されたことを踏まえ、研究課題の見直しと、研究を実施していたグループを廃止して、見直した研究課題を他のグループで実施することとした組織の再編成を行った。
	統計センター	<p>委託元から提示される基準に基づいて、製表業務をどれだけ迅速かつ正確に行ったかといった、製表結果の品質の部分について数値化して評価することが望まれると指摘されたことを踏まえ、委託元府省に対し、統計センターが行った平成21年度の製表業務に対する満足度調査を実施した。具体的には、委託元府省が定める基準に基づいた処理方法、製表結果の納期、結果精度、業務への取組姿勢等について、委託元府省にアンケートを実施し、製表業務に対する満足度把握に努めた。</p> <p>平成21年度から開始される統計データの二次利用については、積極的に周知・広報を行い、ニーズも把握した上で、利用者の利便性に資する仕組みを設けていくことが望まれると指摘されたことを踏まえ、統計センターホームページに公的統計の二次利用サービスに係る情報を掲載しているほか、日本人口学会第61回大会(平成21年6月)等において、公的統計の二次利用制度とその利用手続について広報を行った。また、平成22年6月に、大学の研究者等を対象に、公的統計の二次利用に係る説明会を開催した。</p> <p>契約の規程類については、「独立行政法人における契約の適正化」との措置していない規程があり、今後措置することが望まれると指摘されたことを踏まえ、平成21年10月に総合評価落札方式に関する条項の追加及び包括的随意契約条項の廃止等、会計規程及び契約事務取扱要領を改正し調達手続きの明確化を図り、新しい規程類に基づき、業務を実施している。</p>
	平和祈念事業特別基金	<p>平和祈念展示資料館について、入場者数が目標を下回っており、入場者数増のための更なる取組が必要と指摘されたことを踏まえ、特設展示コーナーやミニ展示会を開催するなど展示内容の充実を図るとともに、語り部の配置、ダイレクトメールによる展示会の案内、月曜休館日の臨時開館の継続及び開館時間の弾力的措置などの取組を行った。</p> <p>その結果、目標は下回ったものの、前年度より2.1%増の入館者となった。</p>
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	<p>「睡眠貯金や権利消滅金が依然として高い水準にあることを見ると、更なる広報活動の強化が重要となる。預金者や契約書等に案内を送付する時期の変更等、一層効果的な広報手法が期待される」との指摘を踏まえ、次のとおり、案内の充実等を行った。</p> <p>① 郵便貯金管理業務 預入・据置期間経過日の2ヶ月前の「満期のご案内」、睡眠貯金(満期から10年を経過した貯金)となる日の2ヶ月前の「満期日経過のご案内」の預金者への送付を継続するとともに、郵便貯金払戻証書について、従前の発行日から4ヶ月経過時点での送付に加え、権利消滅の2ヶ月前にも「払戻しをお勧めする通知」を預金者に送付し、早期払戻しをご案内することとした。</p> <p>② 簡易生命保険管理業務 保険金等の請求漏れを防止するため、満期保険金等の事前の案内書について、満期等の3ヶ月前(従前は1ヶ月前)に送付することに変更し、かつ、満期保険金等の請求手続についても、満期等の3ヶ月前(従前は1ヶ月前)から行うことができるようにするとともに、お客さまから満期保険金等の請求がなかった場合の事後の支払案内書について、従前の満期等の1年1ヶ月後の送付に加え、満期等の3ヶ月後にも送付することとした。</p>
外務省	国際協力機構	組織運営の機動性の向上について、「整備した組織及び業務フローが想定どおりに運用されているか、定期モニタリングによる検証を継続し、確認された課題の解決を機動的に行うことが期待される。」と指摘されたことを踏まえ、統合後の組織を一体的かつ効率的に運営・管理する観点から、組織体制及び業務の流れの定着を図ることを目的とし、21年度は、6ヶ月及び1年の定期モニタリングを実施

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
		し、課題を抽出し、改善を行った。
	国際交流基金	助成金事業における事業実施後の金額確定事務について、モニタリングを実施すべきと指摘されたことを踏まえ、外部専門家を交えた助成金確定審査委員会を設置し内部統制を強化した。
財務省	酒類総合研究所	基盤研究の実施においては、研究内容を絞り、より本質的、先端的な個別研究に取り組むことと指摘されたこと及び独立行政法人整理合理化計画の結果を踏まえ、21年度において課題を10項目から7項目に整理・統合することにより、研究の重点化、効率化及び研究の高度化に努めた。
	造幣局	「原材料については、不要な在庫を持たないよう売却を進め、在庫の圧縮に努めている。なお、今後、適正な在庫の把握及び在庫の圧縮に一層努力することが望まれる」との意見を踏まえ、原材料、仕掛品及び製品の適正な在庫数量について、製造や納品に支障を来さないという前提のもとで考え方を整理し、理事懇談会で経営幹部が検討し、共通認識のもと、在庫の適正化に向けて改めて取り組むこととするとともに、平成21年度において白銅地金284.2トン、青銅地金64.3トン、黄銅地金8.4トンを売却し、在庫を圧縮した。
	国立印刷局	一般競争入札における一者応札の割合について、「低減に向けた取り組みを行っており、平成19年度51.3%から平成20年度39.0%と減少しているが、一層の低減に向けた取り組みの継続が望まれる」と指摘された。これについては、平成21年度において「一者応札、応募に係る改善方策」を策定し、参加申込期間の十分な確保や電子入札システムによる入札参加機会の拡充等の取組を推進した結果、一般競争入札における一者応札率は29%となり、平成20年度実績の39%に対し10ポイント減少した。 環境保全に関する計画における温室効果ガス排出量の削減について、「平成20年度において温室効果ガス排出量を基準年比(平成13年度:CO ₂ 換算52,079t)で4.8%削減(実績:49,563t)しているが、引き続き目標達成に向けた努力が望まれる」と指摘された。これについて、平成21年度は天然ガスボイラーや太陽光発電設備の導入などの取組を行った結果、温室効果ガス排出量は、基準年比で12.5%削減(実績:45,574t)となった。
	日本万国博覧会記念機構	公園内の安全管理に関し、「今後は、これらの安全対策の定期的かつ適切な見直しと、実施の末端までへの徹底が継続的に図られることを期待する」と指摘されたことを受け、安全対策に関するマニュアル類を適宜見直し、必要に応じて改訂を行ったほか、公園内の管理業務受託者等も参加する「公園安全管理連絡会議」においてマニュアル類の再確認を行った。また、公園内で人身事故が発生した場合を想定した対応訓練を業務受託者と合同で実施した。
文部科学省	国立科学博物館	研究活動に関する外部評価について、「研究費の配分については、テーマにより傾斜配分するなど、外部評価をさらに生かす方策について検討を進めるべきである。」と指摘されたことを踏まえ、総合研究・重点研究を中心としたプロジェクト研究に関する評価及び優先的に取り組むべき研究テーマの選定について審議を行うため、21年度に外部有識者を交えた研究評価委員会を設置し評価を開始した。また研究活動に係る戦略及び研究費の在り方等について検討するために研究活動戦略検討委員会を設置し、検討を進めている。
	国立文化財機構	業務運営の効率化について、「博物館・文化財研究所における取組みが組織全体の業務改善に結びつくよう、各機関がそれぞれの役割を果たしつつ、一体的な業務運営を図るとともに、調査研究の成果や保存・管理方法などについても、情報の共有や意見交換を積極的に進めていくことを望む。」と指摘されたことを踏まえ、事務の一元化による業務の効率化を進めるとともに、法人運営上の重要事項の決定や諸課題への対応については、役員会の審議を踏まえて理事長が方針を決定し、理事長の指示の実効性を担保するため、6施設連絡協議会を設けるなど、各施設の連絡調整と情報の共有が図られた。
	教員研修センター	研修の効果的・効率的な実施のための方法の導入について、「教育現場や研究者等との意見交換などの連携を通じた状況変化の把握に努めながら、管理職等に係る根幹的な研修と今日的な重点課題に係る研修のバランスに配慮した精選・見直しが望まれる。」と指摘されたことを踏まえ、研修の企画や運営に関する検討を行う企画委員会等の実施にあたり、教員養成系大学、国立教育政策研究所及び民間企業等と連携・協力し、これらの機関の専門家の知見を活用することにより、研修内容の充実を図り、また、平成21年度においては、これまでの事務事業の見直しや評価結果等を踏まえて、「教職員等中央研修」への一層の重点化を図るとともに、研修の廃止、縮減、研修内容・方法の見直しなど必要な措置を講じた。

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
	宇宙航空研究開発機構	宇宙航空技術基盤の強化について、「各部門間の更なる交流や関係強化により、継続的に世界レベルの成果創出を図るべき。特に宇宙と航空が一体になって力を発揮できるように努める。」と指摘されたことを踏まえ、世界トップの追跡管制ネットワーク運用達成率99.9%の達成など、追跡・管制の施設・設備や環境試験設備の基盤整備が着実に進んでいることと、さらに、HTV技術実証機の打上げ時の振動及び音響の実データ解析により、JAXA-Fill-Effect応答予測手法が世界トップレベルにあることを再確認した。
	日本スポーツ振興センター	一般管理費等の節減について、「期末勤勉手当の支給割合の見直し等、引き続き必要な措置を講ずることを期待する。」と指摘されたことを踏まえ、平成19年度に比較して、一般管理費は約66百万円(13.4%)、人件費(管理系)は約173百万円(22.1%)を削減した。一般管理費総額で、目標値(5%)を上回る約238百万円(18.8%)の削減を達成し、事業費は、平成20年度に比較して約850百万円(10.7%)を削減し、目標値(1%)を上回る削減率を達成した。
	国立高等専門学校機構	入学者の確保について、「入学志願者減の要因分析の結果を踏まえて55高専が一つの法人となったメリットを生かした効果的な対応策を検討し、実行に移していくことが望まれる。」と指摘されたことを踏まえ、各学校では、体験入学、小中学生を対象とする公開講座等、入学志願者数の確保に向けた様々な取組を行っている。また、高専機構では、「入試方法の改善に関する検討ワーキンググループ」において、入試方法の改善及び志願者確保のための方策についての調査・検討を進めている。しかし、入学志願者数の増加に結びつかない状況である。理科離れの進行や中学校卒業者の減少、公立高校の入試制度の変革等の影響もあると思われるが、一層の努力を行うべきと考えている。
厚生労働省	独立行政法人国立健康・栄養研究所	当研究所が行うNR認定制度については、当該研究所の位置づけや関与のあり方、また本制度自体の社会的意義等について十分な検討を行い、今後の展開と方針を明らかにすべきであると指摘されたことを踏まえ、政・独委の勧告の方向性を勘案して、第三者機関への移管を行って当研究所が行う業務としては廃止するという方針を明らかにし、移管へ向けての検討と関連団体等との調整を開始した。
	労働安全衛生総合研究所	一般管理費について、修繕費他、費用すべてについて見直しが必要であると指摘されたことを踏まえ、一般競争入札の徹底、優先順位の高い施設整備等の検討、電気の一般競争入札による調達、省エネ等に伴う光熱水料の節減等に努めた結果、平成21年度(決算額)の一般管理費については、目標△15%に対して、△37.7%の大幅な節減を達成した。
	勤労者退職金共済機構	加入促進について、「累積欠損金を計上している中退共事業及び林業退職金共済事業(以下「林退共事業」という。)においては、市場環境の急激な悪化により累積欠損金が増加したところであるが、引き続き「累積欠損金解消計画」を踏まえ、今後の市場の推移の中で着実に解消を図ることが重要である。」と指摘されたことを踏まえ、安全かつ効率的な運用を基本としつつ、着実な解消に努めた結果、平成21年度は中退共及び林退共において累積欠損金を減少させた。
	高齢・障害者雇用支援機構	「ホームページ、定期刊行誌等の充実を含め、一層効果的な周知・広報を検討することにより、高齢者等及び障害者の雇用情報等へのアクセスの向上を図る必要がある。」との指摘を踏まえ、平成21年度から定期刊行誌の書店での試行販売を開始するとともに、動画形式のコンテンツの配信やGoogleカスタム検索の導入などホームページの内容や利用しやすさの向上を図り、アクセス件数が20年度比32.6%増となった。 「就職の困難性の高い障害者の就業ニーズに積極的に応えるため、職業リハビリテーションに関する助言・援助等の充実により、医療・教育・福祉等の関係機関との一層の連携強化を図り、幅広い職業リハビリテーションサービスの効果的な実施を図る必要がある。」との指摘を踏まえ、地域障害者職業センターにおいてケース相談・ケース会議等におけるアドバイス、関係機関職員を実習生として受け入れての支援ノウハウの説明・解説、関係機関の就業支援担当者を対象とした就業支援基礎研修、地域職業リハビリテーション推進フォーラムの開催など関係機関に対する効果的な職業リハビリテーションのための専門的な助言・援助、研修をあらゆる場面で積極的に実施した。
	福祉医療機構	医療貸付事業において、「今後の経済情勢や医療政策の動向等の影響により需要に変動があるものと考えられることから、引き続き、資金需要を的確に把握し、ニーズにきめ細かく対応することにより、医療基盤の整備を政策金融の側面から支援していくことを強く期待する。」とされたことを踏まえ、平成21年度においては、経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関等

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
		<p>に対する経営安定化資金、医療施設の耐震化整備、さらに、出産育児一時金等の直接支払制度の実施に伴い一時的な資金不足となる産科医療機関等に対する経営安定化資金の融資によって、地域における医療機関等の安定的な経営を支援することができた。</p>
	<p>国立重度知的障害者総合施設のぞみの園</p>	<p>地域移行の推進について、「施設利用者本人及び保護者・家族等の個々のニーズを丁寧に把握し希望に添った地域移行を実現できるよう、さらに粘り強くきめ細かな対応に努めるとともに、地域移行に同意又は理解が得られない保護者・家族等に対する取組を一層強化することにより、地域移行の同意等の拡大にも重点を置いて取り組まれない」と指摘されたことを踏まえ、地域移行の推進に向けて、まず施設利用者本人の意向を丁寧に聴取した上で、当該利用者がおかれている個々の状況について、利用者やその保護者等に対して丁寧に説明を行い、同意を得るなど、具体性のある取組を行うと共に、新たに来園の機会が少ない等のために地域移行に関する説明を受けることが少ない家族に対して、家庭訪問等を行い、理解と同意を求める取組を行った結果、平成21年度においては、21人が地域移行のために退所し、利用者やその保護者等から新たに地域移行の同意を過去最大の32人から得ることができた。</p>
	<p>労働政策研究・研修機構</p>	<p>「任期付研究員を新規に2名採用しており、今後の育成と活躍に期待する」との意見を踏まえ、新たに採用された研究員等が機構業務への理解を深め、かつ、種々の労働問題に対する関心を高めることを通じて、各研究員の機構における研究業務遂行の一層のコミットメントを促すことを目的として、新たに研究所長が主催する「研究成果学習会(新人学習会)」を計6回開催した。学習会では、機構が最近とりまとめた研究成果の概要・論点をとりあげ、そこに盛り込まれた労働政策研究上の論点や課題等について参加者間で自由に議論を行った。</p> <p>また、「人員の削減が引き続き実施される中で、職員の士気を維持し、活力を高めるための工夫を行うことが望ましい」と指摘されたことを踏まえ、研究員の業績評価制度において、研究成果に係る関連専門誌等への論文掲載の評点を「相対重要項目」から「最重要項目」に見直して研究員の意欲向上を図るとともに、外部評価の評価結果等を加点要素としたことや、個別面接において、研究員との間で評価についての相互理解を深める取組を通じて、研究成果の質の向上等を行った。</p>
	<p>雇用・能力開発機構</p>	<p>助成金等の平均処理期間の短縮について、一層の努力が望まれると指摘されたことを踏まえ、申請者の適正な理解を促し、申請書の記載相違や書類不備等に伴う処理期間の増大を防ぐための取組や審査能力を向上させる等、処理期間の短縮に向けた取組を行った結果、平成18年度実績と比べて25.0%短縮した。</p>
	<p>労働者健康福祉機構</p>	<p>労災疾病等研究の中でも特にアスベスト関連疾患については、モデル医療等の発展に貢献しわが国の指導的役割を果たしており、引き続き、労災疾病等13分野に係るモデル医療等研究成果の普及を図りつつ、地域の実情及びニーズを踏まえた地域医療連携をより一層強化することに留意する必要があると指摘されている。</p> <p>これを踏まえ、①労災指定医療機関との症例検討会の診療時間外の開催、②労災指定医療機関に対するニーズ調査の実施、③この結果を踏まえ、FAX、メール等による時間外・休日の患者受付、④病床・機器等の共同利用についてホームページ等で広く周知を図りその利用拡大に努めるなど地域医療機関との連携強化を進めている。</p> <p>労災病院の財務内容は、着実に損益改善が図られたが、内部予算管理をより一層徹底しつつ、具体的な収入確保・支出改善策など、これまで以上の改善と工夫に留意する必要があると指摘されている。</p> <p>これを踏まえ、診療報酬の上位施設基準の取得等による収入確保や、医療機器の共同購入、後発医薬品の購入、給与カーブのフラット化による支出抑制などの経営改善を進めている。なお、平成21年度は医業活動に限れば経常損益が黒字に転じ、平成22年度は上記の取組や診療報酬改定に伴う増収などから当期損益は黒字となっている。</p>
	<p>国立病院機構</p>	<p>「災害等における活動について、一層の進展を期待する」との指摘については、平成22年1月に発生したハイチ国地震被害に対する政府の国際緊急援助隊医療チームへ、国立病院機構の職員1名を派遣し、救援活動を行った。</p> <p>また、新型インフルエンザA(H1N1)発生時には、水際対策として、厚生労働省の要請に基づき、成田空港を始めとする全国8カ所の検疫所及び停留施設へ</p>

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
		<p>国立病院機構の55病院から医師237名、看護師282名を他の機関に先んじて迅速かつ継続して派遣し、国の検疫体制に大きく貢献するとともに、医療体制の整備として、各都道府県の要請等に基づき、53病院が発熱外来を開設し、発熱相談センターから紹介された新型インフルエンザ疑い患者等の診察に当たり、災害等における活動で大きな役割を果たした。</p>
	医薬品医療機器総合機構	<p>「(医薬品・医療機器の審査事務処理期間の目標達成について、)増員により、新任者の指導、研修にも注力し、将来の審査の迅速化に向けての基盤整備が行われたことは評価するが、更なる審査の迅速化の実現及び体制の充実・強化が望まれる。」と指摘されたことを踏まえ、増員及び新規採用者の研修等に全力を挙げるとともに、事前評価相談制度の導入、国際共同治験の推進など承認審査等の処理能力を高めるための各種取組みを実施することにより、平成 22 年度において、新医薬品(通常品目)の総審査期間を平成 21 年度より大幅に短縮するなど、目標を上回る成果を達成した。</p> <p>「審査事業の繰越欠損金の解消については引き続き検討する必要がある。」と指摘されたことを踏まえ、審査体制の強化による手数料収入の増、一般競争入札の促進によるコスト削減等に努めたことにより、平成 22 年度において、審査等勘定の繰越欠損金を解消し、勘定全体で約34.5億円の利益剰余金となった。</p>
	医薬基盤研究所	<p>生物資源研究について、遺伝子、培養細胞、実験用小動物については、今後は、これら生物資源の有効利用を図るよう積極的に社会へ情報発信することが望ましいと指摘されたことを踏まえ、第2期(平成22年度から平成27年度まで)中期計画において、より効率的に画期的な医薬品等の開発支援に資するよう事業を実施する観点から、患者献体を含む細胞等の資源の収集、品質管理、保管、供給のシステム化とデータベース整備等を行うとともに、国内及び海外の情勢に対応できる体制の構築と情報発信に向けて、ヒト試料等の研究利用に関する政策・倫理研究を行った。</p> <p>研究開発振興について、実用化研究支援事業では、収益が得られた案件が確保されたことから、繰越欠損金の解消に向け、今後の収益が期待され、また、今後とも委託先企業等への指導等を継続していく必要があると指摘されたことを踏まえ、繰越欠損金の拡大を抑えるため、平成22年度には、継続分の委託費の交付を終了した。また、平成22年度は、全ての既採択案件に対する進捗状況報告会の開催及び継続案件、終了時案件に対する外部評価委員の評価を通じ、早期事業化に向けた指導・助言を行った。また、繰越欠損金に関する計画策定委員会を開催し、その解消に向けた取組みを進めた。平成23年度以降は、本事業は廃止としているが、既採択案件に対する収益回収業務は経過的に実施することとしており、引続き、継続的な指導・助言を行っていく予定である。</p> <p>財務状況について、繰越欠損金の回収や新規発生の抑制のために努力を行っているが、今後も研究成果の事業化・収益化促進のための方策を強化するよう努める必要があると指摘されたことを踏まえ、実用化研究支援事業については、全ての既採択案件について、プログラムオフィサー等により、進捗状況等報告会で報告を求め、研究開発の進捗状況を把握するとともに、外部評価を行った専門家の意見を踏まえ、研究開発計画や研究体制の見直しについて指導・助言を行った。また、承継事業については、各出資法人から、事業報告書、事業計画書等の資料を提出させ、当所にて内容を確認した。さらに、プログラムオフィサーによる出資法人の実地調査及び外部有識者である成果管理委員による評価を通じ、早期事業化に向けた指導・助言を行った。</p>
	年金・健康保険福祉施設整理機構	<p>昨年末より不動産市況が急速に悪化する状況の中で、相応の譲渡実績をあげてきたのは、事業価値、不動産調査の詳細等を提示したマーケティング活動や施設が立地する地域の情報収集及び地方公共団体からの支援策取り付け等の資産価値向上のための取り組みの成果と認められ大いに評価できる。」との評価結果を踏まえ、平成 21 年度も同様の取り組みを継続するとともに、譲渡後の施設運営者を購入希望者と同時に開拓し、買受者に紹介する等のマーケティング活動も実施した結果、全物件の売却を完了する目処が立つとともに、出資価格総額を上回る売却額を確保した。</p>
	年金積立金管理運用独立行	<p>保有資産について、「現存する宿舎については、保有しないことを前提として、当該宿舎からの退去時期等について調整しており、早期の調整を期待したい。」</p>

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
	政法人	との平成20年度の評価結果における指摘も踏まえ、平成21年度において独立行政法人整理合理化計画に基づき宿舍の存廃について検討を進めた結果、現在保有する全ての宿舍を売却することについて結論を得た。
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	予算の執行に当たっては、一般競争入札を実施したものの一者応札となっている事例が多く見られたため、より実質的な競争の確保に努めることが必要であると指摘されたことを踏まえ、一者応札となった契約の割合を平成21年度においては前年度と比較して全体に占める割合を6.8%低下させ、改善を図った。
	種苗管理センター	使用度の低い栽培試験の対照品種等の保存に当たっては、組織培養技術等を活用して保存することの可能性について検討してはどうかと指摘されたことを踏まえ、組織培養技術等を活用した栽培試験の対照品種の保存について、農業生物資源研究所(ジーンバンク)から助言を受けるとともに、平成22年度において同研究所に栽培試験担当者1名を派遣し、組織培養技術を活用した器内保存技術を研修(8ヶ月間)させた。
	家畜改良センター	種苗、鶏以外の牛、豚について、生産コストの試算を行い、生産コストの把握、分析を行うべきであると指摘されたことを踏まえ、乳用牛、肉用牛、豚等についても生産コストの経年比較を行い、コスト増減についての要因分析を行った。
	水産大学校	研究科の受入数をできるだけ定員に合わせる努力を望みたいと指摘されたことを踏まえ、平成22年度入試(平成21年度実施)では募集人員約10名に対し入学者を9名として、研究科における教育・研究の質的向上を図るために、定員の遵守を厳格化した。
	農業・食品産業技術総合研究機構	研究の効率的実施や知財権の確保の観点から関係機関との連携を強化し、国内農業を強化する研究が実施されることを期待するとの意見を踏まえ、産学官連携研究を強化・推進するために「産学官連携支援マニュアル」を整備し、イントラネットで役職員に周知することとした。また、研究者の身近で産学官連携についての相談、助言を行う「研究者の後押し役」を各研究所に配置するなどして連携促進に取り組み、国内農業の強化のための研究に役立てている。
	農業生物資源研究所	一般消費者、農業生産現場から研究に関するニーズを把握するシステムの構築に向けた体制整備を期待するとの意見を踏まえ、産・学に対してはテーマ別シンポジウム、一般向けには一般公開や市民参加型展示会場を開催し、その際にアンケートを実施して、ニーズの把握に努めている。
	農業環境技術研究所	関係機関と連携を強化し、農業環境研究が深化されることを期待するとの意見を踏まえ、環境研究機関連絡会(13所連絡会)の成果発表会を実施した。また、滋賀県と連携した現地セミナー、多くの民間企業が参加した連携推進会議、農業者NPOとの交流会、農林水産省関係部局との連絡会等を行い、関係機関との連携強化に努めている。
	国際農林水産産業研究センター	開発途上地域に貢献するためには、幅広い情報の収集だけでなく、深く掘り下げた分析、成果の検証及びそれらに基づく研究戦略の構築が必要であり、研究資源の配分をはじめとする態勢づくりが不十分であるとの指摘を踏まえ、地域コーディネーター2名に現地情報収集を担当させるとともに、「中期戦略ワーキンググループ」等により、全所的に研究戦略を検討した。
	森林総合研究所	「現場の業務に貢献する研究や、我が国の林業全体の活力向上に向けた技術開発をより一層推進するとともに、共同研究に向けて関係機関との連携に積極的なリーダーシップを発揮されることを期待する」と指摘されたことを踏まえ、現場業務に貢献する研究のために、外部アンケートによる研究ニーズ調査を行う等の対応や各界専門家などの意見を伺うなどの活動を行い、技術開発については、外部専門家を交えた所内研究会を通じた情報・意見交換を行うとともに、共同研究に向けた新たな連携として、国内では理化学研究所や建築研究所、また海外ではフランス国立農業研究所ナンシー研究センター等とMOUを締結し、共同研究をさらに充実させるなどの積極的な活動を行った。
	水産総合研究センター	ウナギ・クロマグロは国の重要施策として安定的な種苗生産技術の確立と供給体制を整える必要があり、このための基幹的役割を担うべきと指摘されたことを踏まえ、平成22年度に世界で初めて完全養殖に成功し特筆すべき成果を上げたウナギの種苗生産技術の開発などをさらに発展させるため、第3期中期計画において「クロマグロ及びウナギの種苗量産技術の開発」として重点的課題に位置づけた。
農畜産業振興機構	契約について、随意契約の見直しに向けた取組などを引き続き継続し、適正な契約事務が継続されることを期待するとの意見を踏まえ、「随意契約見直し計画」に基づき、参加資格要件の緩和、総合評価方式の導入等の取組を着実に実施	

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
		するとともに、随意契約等審査委員会においてその妥当性を検討し、事務所の賃貸借契約など真にやむを得ない随意契約を除く全ての契約を競争性のある契約へ移行することで、随意契約は、平成 21 年度の 17 件から平成 22 年度は 13 件へと減少した。
	農業者年金基金	平成 24 年度までに地域別法人基準年齢階層ラスパイレース指数を 100 にする目標の達成に向けて引き続き給与水準の適正化に取り組まされたいと指摘されたことを踏まえ、平成 21 年度において、国家公務員の給与構造改革を踏まえた措置を実施するとともに、国家公務員の給与改定を下回る給与改定等を実施した結果、地域別法人基準年齢階層ラスパイレース指数は、平成 18 年度の 110.0 より 9.7 ポイント改善され 100.3 となった。
	農林漁業信用基金	今後も適切な経費削減等により、第二期中期計画が着実に達成されることを期待するとの意見を踏まえ、人員削減等による人件費の削減(平成 17 年度決算対比で 172 百万円(14.2%)削減)等により経費の削減に取り組んだ。
経済産業省	新エネルギー・産業技術総合開発機構	コンプライアンスについて、研修の効果を高めるために必要な実施回数、内容についてさらなる検討をして欲しいとの指摘を踏まえ、全職員を対象として階層別研修を19回、職員研修／基礎研修を9回実施し、職員の意識向上によりコンプライアンス体制を体系的に強化した。
	日本貿易振興機構	「広く外国人にも門戸を広げて登用を行うことを期待する」と指摘されたことを踏まえ、海外事務所における幹部候補の育成を目的に、北京及び広州のナショナルスタッフ2名を2年間本部勤務させた。また、アメリカ経済学会のジョブフェア(22年1月3日～5日、アトランタ)に参加し、リクルート活動を行った。この結果、一次面接を通過した2名について日本で二次審査を行い、ブリティッシュコロンビア大学(カナダ)で PhD を取得したベトナム人とニューサウスウェールズ大学(オーストラリア)で PhD を取得中のバングラデシュ人の任期付採用が内定した。
国土交通省	土木研究所	競争的研究資金等の積極的獲得について、「競争的資金をさらに多く獲得できるよう一層の努力を望む」と指摘されたことを踏まえ、21年度新規課題として、文部科学省、環境省、国土交通省等との競争的資金の他、国際機関であるアジア開発銀行(ADB)からの外部資金も獲得した。
	建築研究所	建築・都市計画技術の高度化並びに建築の発達・改善及び都市の発展・整備のために必要となる研究開発の計画的な推進について、「アジア等の開発途上国に対して貢献できる研究を環境問題など地震以外の分野においても、幅広く行われたい」と指摘されたことを踏まえ、平成 21 年4月より、「蒸暑地域住宅の研究／研修プログラム」を開始し、蒸暑地域における住宅の省エネルギー技術等に関する一連の研究のさらなる推進を図ると共にその成果をアジアをはじめとする蒸暑地域の開発途上国に普及し、世界的な課題である低炭素社会の構築に貢献している。
	交通安全環境研究所	受託研究等の獲得について「国受託を中心として限られた職員で数多くの受託研究をこなしているところ、民間受託のうち採択を選択することが可能なものについては、受託増による弊害も考慮する必要がある。」と指摘されたことを踏まえ、任期付研究員、客員研究員、契約職員の活用、共同研究の実施等を最大限活用することにより、柔軟かつバランスの取れた対応を行い、少数精鋭による質の高い成果の効率的な創出と業務の着実な実施の両立に努めている。
	海上技術安全研究所	「将来ビジョンの構築をはじめたことは現下の産業や社会の実情に対応するもので今後に期待する」と指摘されたことを踏まえ、将来の研究所のあるべき姿として設定した「安全・環境のスペシャリスト」、「海事イノベーションセンター」を目指し、中長期戦略を策定した上で、毎年度の経営戦略・研究戦略を策定している。平成 21 及び 22 年度の具体的取組としては、①総合的事故解析システムの構築により、あらゆる形態の事故解析を迅速に実施することで運輸安全委員会が行う事故原因究明に貢献し、また、②船舶からの CO2 排出削減に関し、我が国の優れた省エネ技術が活かされる国際的な規制策定を目指した我が国の国際海事機関(IMO)への提案作成について、国と一体となって取組み、その結果我が国提案を元にした規制案策定につながるとともに、大型船での正味省エネ効果が大きく得られる掃気バイパスガス制御システムを開発するなどの対応を行っている。
	電子航法研究所	研究成果及び業務運営改善に対する評価について、「研究成果に対する評価や、業務運営改善の評価などが客観的に行えるようにできないかと考える」と指摘されたことを踏まえ、重点研究課題や年度計画及び長期ビジョン等の重要事項については、外部有識者で構成される「評議員会」において評価、意見を受けることとしているが、平成 21 年度より評価結果報告書に評議員の指摘に対する「電子航法研究所の対応」を記載することとし、ホームページ等により公表している。

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
	港湾空港技術研究所	「災害を未然に防止するためにも効率的な港湾・空港インフラの劣化診断・調査や維持・更新技術の適用・普及などの自治体向け活動にも貢献して頂きたい」と指摘されたことを踏まえ、港湾・空港施設のライフサイクルマネジメント技術の普及・活用を図るため、平成 19 年度発行の「港湾の施設の維持管理技術マニュアル」のフォローアップを行うとともに、「海洋・港湾構造物維持管理講習会」や「沿岸域のコンクリート構造物のライフサイクルマネジメントに関する国際セミナー」などで最新の研究成果の発表を行っている。
	海技教育機構	「組織の活性化は、国民の関心の高まりにも比例する。その意味において一般国民に対する海事思想普及に一層の努力を期待したい。」と指摘されたことを踏まえ、練習船及びカッターの体験乗船、公開講座等を継続して実施するとともにこれらの実施日数を昨年度よりも 2 割強増加させている。 また、閲覧者が海に対して関心を抱くよう、新たなホームページ「船の学校.jp」を開設している(さらに、平成 22 年度には、上記の取組みのほか、国が推進する「海フェスタながさき〜海の祭典 2010 長崎・五島列島〜」へも参加している。)
	航海訓練所	「SMS(安全管理システム)の更なる向上のためにも、チェック機能をしっかりと働かせていただきたい。」との指摘を踏まえ、SMS全般に係る「SMS見直し会議」を平成 21 年度は年 2 回開催するとともに、平成 22 年度は年 2 回以上開催を計画しシステム全体の更なる改善を図っている。 また、SMSへのリスクアセスメント導入準備のため、平成 21 年度から職員に対するリスクアセスメント研修を開始し、これにより、練習船現場における自己点検評価システムを体系化し、平成 22 年度からはSMSにおけるリスクアセスメントの運用を実施している。
	航空大学校	「安全意識の醸成やヒューマンファクターへの取り組みなど、更に進化させること。」と指摘されたことを踏まえ、パイロットレポート等の安全情報の収集・分析・評価に係る試行を行った上で、安全管理規程を改正し、安全管理システム(SMS: Safety Management System)を導入して組織的かつ計画的に取り組む体制を整備した。
	自動車検査	平成21年度は、平成20年度から引き続き、定期的な職場点検による不当要求に対応する意識の向上、不当要求防止責任者の選任及び巡回指導による管理・責任体制の強化、緊急対応訓練の実施・警備の強化などの対策を講じた。また、新たにリスクマネジメントの専門家による不当要求を未然に防止するための講義を実施した。平成22年度についても、他の新たな対策の検討を含め、引き続き各種対策を実施していくこととしている。
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	「整備新幹線整備事業について、寒冷地での 12 月開業のための、周到的な準備が望まれる」と指摘されたことを踏まえ、東北新幹線(八戸・新青森間)について、平成 21 年度は、平成 22 年 12 月の開業予定に向け、工事と監査の綿密な工程調整を図り、軌道、電気設備、駅設備等の開業設備工事をほぼ完了させるとともに、設備・電気関係の諸試験等を実施した。 さらに、冬季の開業に備え、平成 21 年度の冬季に消雪・融雪設備の機能確認を実施し、正常な稼動を確認した。
	国際観光振興機構	平成 21 年度は、機構の海外事務所のネットワークを通じて情報収集・分析した海外訪日旅行市場の最新情報を観光庁にタイムリーに提供し、観光庁が行うビジット・ジャパン・キャンペーン(VJC)事業の企画・立案業務に貢献した。また、地方自治体、民間事業者等の事業パートナーに対し、「JNTO 個別相談会」「JNTO インバウンド旅行振興フォーラム」等を通じ海外プロモーション事業を行う上で有益な情報提供やアドバイスを行い、「ビジット・ジャパン・イヤー冬キャンペーン」をはじめとした VJC 事業の推進に中核となって貢献した。平成 22 年度も同様の取り組みを継続的にを行い、より積極的な連携・貢献を図ることとしている。
	水資源機構	「治水効果のPRをもっと積極的にすすめるべきではないか。」と指摘されたことを踏まえ、ダムの役割等についての広報を強化し、洪水調節開始時及び終了時に報道機関への情報提供を即時的に伝える態勢作りに努めた。具体例として、平成21年10月8日、名張川流域での出水時において名張川上流3ダムの統合操作を行った際には、洪水調節の開始前より地元記者クラブへの記者発表を実施し、洪水調節後には概要や効果について、地元記者クラブへの記者発表、ホームページへの掲載、広報誌による情報提供等を実施した。また、各種専門誌への投稿や、地元首長、有識者等への説明を実施した。その結果、3ダムの統合操作に関して新聞3紙で記事が掲載されたほか、地元ケーブルテレビでも紹介された。さらに、平成22年5月には(社)土木学会より技術賞の受賞、(財)ダム水源地環境整備センター主催のダム・堰危機管理業務顕彰委員会から最優秀賞を受賞す

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
	自動車事故対策機構	<p>るに至った。</p> <p>「確実な業務運営を行う上で、業務の一層の効率化を進めると同時に、更なる管理体制のスリム化を進めるなど、組織運営の効率化を図ることが求められる。」と指摘されたことを踏まえ、業務の効率化について、平成21年度においては、インターネット通信網を利用した新適性診断サービスを提供するネットワーク端末機の支所への導入を進め、業務の効率化を図るとともに、支所レイアウト見直しにより生じた余剰スペースの返還等により事務所賃借料の削減を行うなど、経費削減に積極的に取り組み、一般管理費及び業務経費を削減した。</p> <p>また、管理体制のスリム化として管理職の配置に係る見直しを進め、平成20年度までに独立行政法人整理合理化計画(H19.12.24 閣議決定)に定められた平成18年度比10%を上回る14.4%(△28人)の削減を行ったところであるが、平成21年度において、さらに1人削減した。</p>
	空港周辺整備機構	<p>「法人の規模、特性等に応じた内部統制の向上は計画的に図られているが、さらに社会的要請には機敏に対処すること」と指摘されたことを踏まえ、平成21年度においては、内部統制の向上を図るための取組みとして、他の独立行政法人等の取組みを踏まえて、コンプライアンスWGにおいて検討を行い、内部評価委員会における事業の進捗状況の把握、会計内部監査、監事及び監査法人による監査などに加え、内部通報制度の導入、規程類のイントラネットへの掲載、役員と管理職による会議の設置、リスクマネジメントのためのリスクの洗い出し、並びに契約監視委員会の設置及び契約内容の点検・見直し等を行った。</p>
	海上災害防止センター	<p>「随意契約見直し計画」に基づき、全契約件数に対する随意契約の割合を90%(18年度)から41%(20年度)に引き下げたこと、規程の見直し(包括的随契条項の見直し、総合評価方式の導入、複数年度契約の拡大及び入札手続きの効率化等)を行ったことは評価できる。随意契約によるものが真にやむを得ないものには配慮しつつ、今後とも「随意契約見直し計画」及び改正後の規程に基づき一般競争入札を着実に推進するとともに、情報公開を通じて契約の競争性及び透明性の向上を図ることとしている。</p>
	都市再生機構	<p>入札及び契約の適正化の推進について、「競争性のある契約方式に移行したものについても、民間事業者が実質的に参入できないハードルを作っていないか検証が必要である」と指摘されたことを踏まえ、一般競争入札等の実施にあたっては、国における取組みを参考にして、参入障壁とならないような応募要件等により競争を実施した。結果として1者応札、1者応募となったものについては、より一層の競争性を確保するため、平成21年7月に1者応札等についての改善方を策定し、公表した。さらに、平成21年12月に新たに設置した監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において、1者応札等となった契約についての点検を行い、その点検結果を踏まえた新たな「随意契約等見直し契約」を策定し、公表した。</p>
	奄美群島振興開発基金	<p>「債権管理体制の見直し、金融機関との協調等による経営・再生支援の取り組み、期中管理の徹底等により、リスク管理債権及び繰越欠損金は昨年度より減少しているものの、リスク管理債権割合、回収率等については計画未達成となっており、依然として多額のリスク管理債権及び繰越欠損金を抱えている状況にあることから、奄美群島振興開発基金の果たすべき役割、奄美群島内の事業者の実情等に十分留意しつつ、計画未達成事項の分析を踏まえた改善策を講じるとともに、引き続き、これらの取り組みを進め、財務の健全化に努める必要がある」と指摘されたことを踏まえ、平成21年度においては、期中債権管理部門(業務課)において、地区別担当制を導入し担当職員が審査から期中管理まで全般的に担当することで、資金需要の動向把握、相談機会の増加等を通じ、地域密着の度合いを更に高め地域金融機関として効果的な業務運営を図ることに務めた。また、期中債権管理部門(業務課)及び特別に債権管理を行う部門(管理課)の債権管理業務において、回収計画の立案、督促等の実行、結果のフォロー等債権管理サイクルを確実に実行するとともに、情報の共有、回収方策の多方面からの検討及び回収実績の向上を図る観点から債権管理委員会で定期的な協議を行った。</p>
	日本高速道路保有・債務返済機構	<p>「金利動向、経済状況による交通量の減少、緊急経済対策としての料金割引など、経済状況は多くの要因に左右される。このような中、金利や需要動向のモニタリングとその経営への反映についてより重要性が増している。」と指摘されたことを踏まえ、料金収入や交通動向、債務返済の状況について計画と実績の対比を行うなど、適時、各種割引施策の実施状況等も含めた総合的な要因分析を行った。特に、債務返済に重大な影響を及ぼすおそれのある金利動向については、国債金利や機構債の流通市場における取引実勢に関するデータにより、今後の資金</p>

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
		<p>調達に及ぼす影響を常にモニタリングを行った。</p> <p>また、外部資金調達(特に財投機関債の発行)の都度、調達年限、調達額、調達コスト等が、債務返済の枠組みに適合しているかどうかを常にチェックするとともに、年間を通じた調達コスト見通しの把握に努めた。</p>
	住宅金融支援機構	<p>証券化支援業務について、「幅広い視野から出来る限り低利の資金を安定的に確保するための取り組みについて、不断の検証を行いつつ、着実に実施する必要がある」と指摘されたことを踏まえ、MBS投資家数の回復と対国債スプレッドの縮小を目標に、広報活動において、事前に投資家から質問事項等を徴求し、これに即した資料準備を行った上でIR活動を行った。また、起債運営においては、マーケティングを開始する1週間程度前にプレヒアリングを行い、需要動向を把握した上でマーケティング等に繋げるなど、従来以上に投資家との対話を重視し、丁寧な対応を行った。この結果、徐々にではあるが投資家数は回復基調をたどっている(リーマンショック直後は15社程度となったが、平成21年度末にかけて30~40社程度となっている)。MBSの対10年国債スプレッドは、過去最高を記録した平成21年1月の105bpから平成22年3月には51bpと、リーマンショック以前の水準となった。</p>
環境省	国立環境研究所	<p>共同研究について、実施件数等の要因分析を行いつつ、その推進を図る必要があると指摘されたことを踏まえ、より円滑な共同研究の実施のための環境整備に務めた結果、平成20年度よりも契約件数が増加した。</p> <p>研究内容は評価できるものの、外部評価を受けた分野が少ないと指摘されたことを踏まえ、すべての分野について、外部評価を行った。評価委員会の見解とそれに対する対処方針を、HPを通じて一般に公開している。</p> <p>国立環境研究所 HP について、利用件数が減少していると指摘されたことを踏まえ、SEO(Search Engine Optimization)対策、回遊対策等を実施し、イベント等においてPR活動をするなど認知度の向上に努めたところ、平成21年度における利用件数は17年度に比べて13%、20年度に比べて1%増加した。</p>
	環境再生保全機構	<p>「今後は、さらに効率化を図る観点から、オンライン申請の利用を引き続き、強力に促進する必要がある」と指摘されたことを踏まえ、オンライン申請を行っていない都道府県等(補償給付事業:20都道府県等、公害保健福祉事業:26都道府県等)に対して、文書により導入の依頼(平成21年7月、平成22年3月)を行うとともに、環境省主催の会議等や現地指導の場等を利用し、オンライン申請の情報提供及び導入依頼を行った。その結果、オンライン申請の導入率は45%から68%(補償給付事業:29/41都道府県等、公害保健福祉事業:28/43都道府県等)となった。</p>
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	<p>本部事務所の機能が2箇所に分かれている状況について、業務運営の効率化の観点から望ましいものではないと指摘されたことを踏まえ、平成23年2月に本部事務所を東京都港区に移転・集約した。</p>
法務省	日本司法支援センター	<p>民事法律扶助の償還金確保について、更に工夫を凝らした取組が必要であるとの意見を踏まえ、初期滞納者や長期未収納者に対する督促を充実させるなどの工夫を行い、前年度を上回る償還金収入を得ることができた。</p>

イ 独立行政法人の役員報酬及び人事への反映の公表状況

独立行政法人の毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後の業務実績に対する府省評価委員会の評価結果については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)及び「公務員制度改革大綱」(平成13年12月25日閣議決定)において、「独立行政法人通則法の定めるところに従い、報酬(役員給与・退職金の大幅カットを含む。)や役員人事(解任を含む。)に反映させる。」とされている。さらに、その反映状況については、「独立行政法人の業務の実績についての評価結果の役員報酬、人事への反映について」(平成14年5月31日内閣官房行政改革推進事務局事務連絡)により、各法人は毎年度公表することとされている。

評価結果の役員報酬への反映状況については、平成23年9月までにすべての府省で、その所

管する法人のホームページ等において、役職員の報酬・給与等の公表の一環として、「平成 21 年度における役員報酬についての業績反映のさせ方」欄により公表されているところである。

評価結果の役員人事への反映状況については、平成 23 年9月現在、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省及び防衛省の各府省又はその所管する法人において公表されている。

図表47. 評価結果の役員報酬等への反映に関する閣議決定

<p>○「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)(抜粋)</p> <p>Ⅲ 特殊法人等の改革のために講ずべき措置その他の必要な事項</p> <p>3 独立行政法人</p> <p>(2) 組織及び運営の基本</p> <p>ハ 役員給与等の支給基準を定め、外部有識者からなる評価委員会の評価を受けるという独立行政法人制度を通じて、毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後に業務の実績について評価を行う。その評価結果については、独立行政法人通則法の定めるところに従い、報酬(役員給与・退職金の大幅カットを含む。)や役員人事(解任を含む。)に反映させる。</p> <p>○「公務員制度改革大綱」(平成 13 年 12 月 25 日閣議決定)(抜粋)</p> <p>Ⅱ 新たな公務員制度の概要</p> <p>3 適正な再就職ルールの確立</p> <p>(2) 特殊法人等への再就職に係るルール</p> <p>③ 独立行政法人</p> <p>イ 役員給与等の支給基準を定め、外部有識者からなる評価委員会の評価を受けるという独立行政法人制度を通じて、毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後に業務の実績について評価を行う。その評価結果については、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)の定めるところに従い、報酬(役員給与・退職金の大幅カットを含む。)や役員人事(解任を含む。)に反映させる。</p>

ウ 独立行政法人の予算等への反映の公表状況

独立行政法人の業務実績に対する評価の予算等への反映状況については、平成 14 年7月9日の閣議後の閣僚懇談会において、小泉内閣総理大臣(当時)から、独立行政法人の業務実績の評価の結果を、予算等に速やかに反映させるとともに、その反映状況を国民に分かりやすい形で、積極的に公表するよう指示等が行われた。

これを踏まえた取組例としては、平成 23 年9月現在、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省及び防衛省の各府省又はその所管する法人が、平成 20 年度業務実績評価の結果を踏まえて、予算等に反映させた事例を公表したところである。